

## セーフティネット住宅確保に向けた今後の取組（案）について

### 1 前回の主な議事

- (1) セーフティネット住宅の登録数促進における問題点（手塚委員より）
  - ① 昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の建物は多く存在しているが、セーフティネット住宅として登録できない。
  - ② 耐震改修を実施するための補助金（250万円）は制度としてあるが、実際の工事費用はこれ以上にかかることが想定され、貸主の負担が大きい。
  - ③ 現在多くある空き室が登録基準の規模（面積）にマッチしていない。
- (2) セーフティネット住宅の登録状況（澤田委員より）
  - ① 住宅（賃貸住宅）が多い地域、家賃が比較的安価な地域に、登録住宅が多く存在しているように見受けられる。
  - ② 現在、新宿区は家賃低廉化補助事業を実施していないが、このような補助を区でも行った方が貸主や利用者への応援になる。

### 2 令和5年度におけるセーフティネット住宅確保に向けた取組

- (1) 住宅相談員及び住み替え促進協力店説明会（11月14日開催）での制度周知  
本説明会において、参加者43名に対して住宅セーフティネット制度について詳細に説明し、登録を促した。
- (2) 東京都宅地建物取引業協会第七ブロック所属不動産店への周知（予定）  
会報紙配布時に住宅セーフティネット制度の案内を同封し、周知する。

### 3 令和6年度におけるセーフティネット住宅確保に向けた取組（案）

- (1) 住み替え促進協力店への周知  
住み替え促進協力店を個別に訪問し、説明を行うことで、セーフティネット住宅の確保に協力をいただく。特に以下の補助など、本制度のメリットを伝えることで、登録促進を図る。

#### 登録協力報奨金（東京都事業）

概要：不動産事業者から貸主への働きかけにより、空き家等が専用住宅に新たに登録された場合に、当該貸主及び事業者にそれぞれ5万円の報奨金を交付する。

主な要件：

- ① 高齢者、障害者、子育て世代、低額所得者のいずれかを受け入れる登録とすること
- ② 登録時は空き家・空き室であること
- ③ 専用住宅として10年間維持すること

(2) 他自治体におけるセーフティネット住宅確保策の調査

他自治体のセーフティネット住宅確保策を調査し、区の実施の参考とする。

(3) 新宿区公式ホームページでの周知

現在、住宅セーフティネット制度の案内を区公式ホームページでは行っていない（都のホームページを紹介しているのみ）ため、本制度に係る区ホームページの作成を検討する。

**【参考】新宿区内のセーフティネット住宅の件数**

(1) 現状 登録住宅 50棟391戸（内専用住宅2棟2戸）（令和6年1月18日時点）

(2) 目標 登録住宅 460戸（令和6年3月31日時点）